

令和4年3月22日

米子市福祉保健部福祉政策課

令和3年度における米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について

令和3年3月に米子市成年後見制度利用支援計画を策定し、令和3年度を初年度として計画を開始しました。当計画に基づき、令和3年度は特に下記の点について重点的に取り組みました。

記

1 当計画における令和3年度の取り組みについて

① 中核機関の設置

令和3年度は、福祉政策課に市直営で中核機関を設置しました。

中核機関の活動としては、成年後見制度に係る一次相談窓口として相談受付を行うとともに、相談ケースの福祉的アセスメント及び支援の方向性の決定などを行いました。また、意思決定支援を念頭に、その人の生活環境や性格なども考慮しアセスメントを実践しました。

【計画対応】

「基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用」

— 「1 意思決定支援の在り方」

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

— 「3 中核機関の設置」

② 「チーム会議」の設置

中核機関の機能を強化する取組として、中核機関内に「チーム会議」という協議体を設置しました。当会議は、中核機関が事務局となり、相談のあったケースの対応方針の決定や福祉保健部各課の役割調整などを実施するためのものであり、当会議の設置により、ケース対応時の福祉保健部各課との連携がスムーズになり、相談への対応が柔軟かつ迅速に行えるようになりました。

【計画対応】

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

— 「4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能」

— 「(2) 相談機能」

③ 中核機関による一次相談受付及びケース対応

令和3年度の相談ケース数は次表のとおりです。相談内容は、成年後見制度の制度説明に留まるケースや、複合的な福祉課題があるケースなど様々です。成年後見制度の利用が適切と判断されるケースについては、可能な限り本人面談を実施し、本人の意思を確認するように努めました。

○令和3年度相談件数

相談（見込み）ケース数（件）	市長申立て実施見込件数（件）
35	8

※各ケースで複数回の相談及びチーム会議を実施している場合もあります。

〔参考〕 令和2年度市長申立て件数 2件

【計画対応】

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

- 「4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能」
- 「(2) 相談機能」

2 令和4年度の取り組み予定について

令和4年度としては、下記の3点について取組を進めていく予定としています。

(1) 中核機関の一次相談を継続し、チーム会議等で制度利用を支援

【計画対応】

「基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用」

- 「1 意思決定支援の在り方」

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

- 「4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能」
- 「(2) 相談機能」

(2) 成年後見制度の受任候補者を調整し推薦する機能の強化を検討

【計画対応】

「基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用」

- 「2 後見人の選任における配慮」

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

- 「1 地域連携ネットワークの構築」

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

- 「4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能」
- 「(3) 成年後見制度利用促進機能」

(3) 成年後見制度を適切に理解し、中核機関へ相談が繋がるように相談事業所を中心に周知活動を実施する。

【計画対応】

「基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築」

— 「4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能」

— 「(1) 広報機能」